

## 別紙様式3

## 介護職員処遇改善実績報告書(令和1年度)

札幌市長様

## 事業所等情報

介護保険事業所番号	0190502534
-----------	------------

事業者・開設者	フリガナ 名 称	カブシキガイシャナショナルスタッフセンター 株式会社ナショナルスタッフセンター		
主たる事務所の所在地	〒070-0040 北海道旭川市10条通9丁目975番地の82			
事業所等の名称	電話番号 名 称	0166-27-3530 デイサービス リハエース デイサービス Rehaエース	FAX番号 提供する サービス	0166-27-3530 地域密着型通所介護
事業所の所在地	〒004-0834 北海道札幌市清田区真栄四条2丁目20番10号 アクアトピア真栄II 1階A号室	電話番号 名 称	011-886-3535 FAX番号	011-886-3525

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( ① II III IV V )
② 賃金改善実施期間	令和1年6月～令和2年3月
③ 令和1年度分介護職員処遇改善加算総額	1,317,030円
④ 賃金改善所要額 ( i - ii )	1,347,277円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	13,808,161円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	12,460,884円
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合	
⑤ 令和1年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円
⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv)	円
iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	円
⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	令和1年12月・令和2年6月を支給月として「介護処遇改善」を1,347,277円支給した。一人当たり常勤換算で30,830円/月の給与改善となった。

※ 介護職員処遇改善計画書において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④i) 及び⑥iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- 添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
- 添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)

- 添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関する不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年6月25日

(法人名)株式会社ナショナルスタッフセンター

(代表者名) 代表取締役 玉井一吉



## 介護職員等特定待遇改善実績報告書(令和元年度)

札幌市長様

事業所等情報

介護保険事業所番号 0190502534

事業者・開設者	フリガナ カブシキカイシャナショナルスタッフセンター 名 称 株式会社ナショナルスタッフセンター
主たる事務所の所在地	〒070-0040 北海道 旭川市10条通9丁目975番地の82 ダイアナ常盤ビルズ703
事業所等の名称	電話番号 0166-27-3530 FAX番号 0166-27-3530 フリガナ デイサービスリハエース 名 称 デイサービスRehaエース 提供するサービス 地域密着型通所介護・第1号通所事業
事業所の所在地	〒 004-0834 北海道札幌市清田区真栄4条2丁目20番10号 アクアトピア真栄Ⅱ 1階 A号室
	電話番号 011-886-3535 FAX番号 011-886-3525

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 特定加算(Ⅰ) ( )事業所  
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(Ⅱ) ( )事業所

① 算定した加算の区分	介護職員等特定待遇改善加算( ① ② )			
② 賃金改悪実施期間	令和1年12月 ~ 令和2年5月			
③ 令和元年度介護職員等特定待遇改善加算額	130,059 円			
④ 賃金改悪所要額( i - ii )	139,079 円			
i ) 加算の算定により賃金改悪を行った賃金の総額	10,559,673 円			
ii ) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	10,420,594 円			
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改悪額((iii - iv) / v)	7,484 円 ・ 11.0 人			
iii) 加算の算定により賃金改悪を行った賃金の総額	3,607,676 円			
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,525,352 円			
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	11.0 人			
【そのうち、月額8万円の改悪又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者(実人数)		0 人】		
設定できない場合の説明	<p>○ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>・ 8万円等の賃金水準を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>・ その他( )</li> </ul>			
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改悪額((vi - vii) / viii)	3,541 円 ・ 10.5 人			
vi) 加算の算定により賃金改悪を行った賃金の総額(見込額)	3,473,956 円			
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,436,777 円			
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	10.5 人			
⑦ その他の職種(③)における平均賃金改悪額((ix - xi) / xii)	1,088 円 ・ 18.0 人			
ix) 加算の算定により賃金改悪を行った賃金の総額	3,478,041 円			
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,458,465 円			
xii) 当該事業所におけるその他の職種の人数	18 人			
【そのうち、改悪後の賃金が最も高額な者の賃金		2,347,526 円】		
⑧ 賃金改悪を行う賃金項目及び方法(賃金改悪を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の项目的種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改悪の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改悪見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。)				
改悪を行う賃金項目 : 「特定待遇改善」				
賃金改悪の実施時期 : サービス提供月 令和1年10月 ~ 令和2年3月を対象 給与月 令和1年12月分 ~ 令和2年5月分(支給 令和2年1月 ~ 令和2年6月)				
対象職員 : 全社員を該当グループに振り分け				
平均賃金改悪額 : 一人当たり次の通り ①7,484円/月 ②3,541円/月 ③1,088円/月				
①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方 : 介護福祉士であり、介護職員としての勤務経験がおおむね10年以上の経験を有するもの。なお、会社が認めた場合は勤務経験がおおむね10年以下でも対象とする。				

※ ④ i )については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改悪に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii )の計算に際しては、賃金改悪実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改悪実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せが必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1 : 都道府県等の団体内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定待遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。



## 別紙様式3

## 介護職員処遇改善実績報告書(令和1年度)

北広島市長様

## 事業所等情報

介護保険事業所番号	0190502534
-----------	------------

事業者・開設者	フリガナ カブシキガイシャナショナルスタッフセンター 名称 株式会社ナショナルスタッフセンター		
主たる事務所の所在地	〒070-0040 北海道 旭川市10条通9丁目975番地の82		
事業所等の名称	電話番号 0166-27-3530 名称 デイサービス リハエース	FAX番号 0166-27-3530 提供するサービス	地域密着型通所介護
事業所の所在地	〒004-0834 北海道 札幌市清田区真栄四条2丁目20番10号 アクアトピア真栄II 1階A号室	電話番号 011-886-3535 FAX番号 011-886-3525	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( ① II III IV V )				
② 賃金改善実施期間	令和1年6月～令和2年3月				
③ 令和1年度分介護職員処遇改善加算総額	1,317,030円				
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	1,347,277円				
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	13,808,161円				
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	12,460,884円				
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合					
⑤ 令和年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円				
⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv)	円				
iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円				
iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	円				
⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の项目的種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	令和1年12月・令和2年6月を支給月として「介護処遇改善」を1,347,277円支給した。一人当たり常勤換算で30,830円/月の給与改善となった。				

※ 介護職員処遇改善計画書において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④i) 及び⑥iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者毎）
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎）
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年6月25日

(法人名)株式会社ナショナルスタッフセンター

(代表者名) 代表取締役 玉井一吉



## 介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

北広島市長様

事業所等情報

介護保険事業所番号 0 1 9 0 5 0 2 5 3 4

事業者・開設者	フリガナ カブシキガイシャナショナルスタッフセンター 名 称 株式会社ナショナルスタッフセンター
主たる事務所の所在地	〒070-0040 北海道旭川市10条通9丁目975番地の82 ダイアナ常盤ビルズ703
事業所等の名称	電話番号 0166-27-3530 FAX番号 0166-27-3530 フリガナ ディーサービスリハエース 名 称 ディーサービスRehaエース
事業所の所在地	〒 004-0834 北海道札幌市清田区真栄4条2丁目20番10号 アクアトピア真栄Ⅱ 1階 A号室
	電話番号 011-886-3535 FAX番号 011-886-3525

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 特定加算(I) ( )事業所  
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) ( )事業所

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算( I II )
② 賃金改善実施期間	令和1年12月 ~ 令和2年5月
③ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額	130,059 円
④ 賃金改善所要額(i - ii)	139,079 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	10,559,673 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	10,420,594 円
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv)/v)	7,484 円 ・ 11.0 人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	3,607,676 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,525,352 円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	11.0 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者(実人件数)	0 人】
設定できない場合の説明	<p>① 小規模事業所等で加算額全体が少額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>8万円等の賃金水準を行なうに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>その他</li> </ul>
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi - vii)/viii)	3,541 円 ・ 10.5 人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	3,473,956 円
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,436,777 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	10.5 人
⑦ その他の職種(⑨)における平均賃金改善額((ix - xi)/xi)	1,088 円 ・ 18.0 人
ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	3,478,041 円
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,458,465 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	18 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金	2,347,526 円】
⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の项目的種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方について、必ず記載すること。)	
改善を行う賃金項目 ; 「特定処遇改善」	
賃金改善の実施時期 ; サービス提供月 令和1年10月～令和2年3月を対象 給与月 令和1年12月分～令和2年5月分(支給 令和2年1月～令和2年6月)	
対象職員 ; 全社員を該当グループに振り分け	
平均賃金改善額 ; 一人当たり次の通り ①7,484円/月 ②3,541円/月 ③1,088円/月	
①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方 ; 介護福祉士であり、介護職員としての勤務経験がおおむね10年以上の経験を有するもの。なお、会社が認めた場合は勤務経験がおおむね10年以下でも対象とする。	

※ ④ i )については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii )の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が

※ 増加した場合、当該職員と同等の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せせる必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行なった場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年6月25日 (法 人 名) 株式会社ナショナルスタッフセンター  
(代表者名) 代表取締役 玉井一吉